

国立大学法人小樽商科大学大学改革推進室規程

(平成26年9月18日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程第19条第2項の規定に基づき、国立大学法人小樽商科大学大学改革推進室（以下「推進室」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 推進室は、大学改革を推進するための政策提言等の内容を踏まえ、全学的かつ多角的な視点から、国立大学法人小樽商科大学における改革の方向性を検討することを目的とする。

(組織)

第3条 推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（総務・財務担当副学長兼務）
- (3) 理事（教育担当副学長兼務）
- (4) 理事（非常勤）
- (5) 副学長
- (6) 事務局長
- (7) 企画戦略課長
- (8) その他学長が必要と認めた者

(室長)

第4条 推進室に室長を置き、学長をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を総括する。

(副室長)

第5条 推進室に副室長を置き、理事（総務・財務担当副学長）をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、副室長がその職務を代行する。

(改革の方向性に基づく検討依頼)

第6条 推進室は、検討した改革の方向性に基づき、必要に応じて、国立大学法人小樽商科大学将来構想委員会に対して、具体的な検討を依頼することができる。

(事務)

第7条 推進室の事務は、企画戦略課が行う。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。